

福島第一、第二原子力発電所 労働安全衛生法に基づく届出不備について（続報） ～福島第一における調査結果～

< 参 考 資 料 >
2016年10月19日
東京電力ホールディングス株式会社

< 概要 >

柏崎刈羽原子力発電所において、発電所構内にある労働安全衛生法第88条関連の設備に係る計画の届出不備9件が確認されております（2016年9月27日お知らせ済み）。

福島第一、第二原子力発電所においても、現時点において、福島第一で1件、福島第二で2件の届出不備があることを確認しております。

調査状況については、富岡労働基準監督署に適宜報告するとともに内容のご確認をいただいているところですが、本日、福島第一および福島第二宛に是正勧告書をいただきました。

福島第二については、本日までに調査を終了しておりますが、福島第一については、引き続き調査を実施してまいります。

< 福島第一で確認された1件の概要 >

- ・非常用窒素ガス分離装置用ディーゼル駆動空気圧縮機の軽油タンクを設置する際、その計画を当該工事の開始日の30日前までに、労働基準監督署に届出をしていなかった。

< 福島第二で確認された2件の概要 >

- ・免震重要棟ガスタービン発電機地下タンクおよび小出槽を2010年3月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・緊急用高台電源設備燃料油系を2013年3月に設置したが、計画の届出をしていなかった。

（以上、2016年9月30日お知らせ済み）

その後、福島第一において、新たに13件の届出不備が確認され、最終的に福島第一における届出不備は14件となりました。

本件を受け、本日、富岡労働基準監督より是正勧告書をいただきました。

今回の調査結果等を踏まえ、今後、是正処置ならびに再発防止に取り組んでまいります。

なお、9月30日に福島第一および福島第二宛にいただいた是正勧告書への対応状況につきましては、10月13日に届出を行い対応完了しております。

福島第一で新たに確認された13件の概要

< 化学設備：6件 >

- ・ 免震重要棟ガスタービン発電機地下タンクおよび小出槽を2010年7月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
 - ・ 暫定事務棟ディーゼル発電機屋外タンクおよび小出槽を2014年10月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
 - ・ 屋外消防設備屋外消火栓ポンプ用タンクを2016年10月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
 - ・ 新事務本館ディーゼル発電機屋外タンクおよび小出槽を2016年9月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
 - ・ 構内給油所ポータブル給油機（ガソリン、軽油）を2012年6月に設置し、2016年9月に交換したが、計画・変更の届出をしていなかった（ ）。
- （ ）計画と変更で2件とカウント

< 特定化学設備：7件 >

- ・ ボイラーハウス（Cエリア）蒸発濃縮ボイラー（ろ過ユニット）の薬液タンク（休止設備）を2011年8月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・ 多核種除去設備建屋塩酸貯槽（1基）を2013年3月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・ 多核種除去設備建屋仮設薬液注入ユニット（容器3基）を2013年5月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・ 多核種除去設備建屋硝酸洗浄ユニット（容器3基）を2015年7月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・ 増設多核種除去設備建屋塩酸貯槽（2基）と薬液注入ユニット1（容器3基）を2014年9月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・ 増設多核種除去設備建屋薬液注入ユニット2（容器3基）を2016年1月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・ 高性能多核種除去設備建屋HClタンク（1基）を2014年10月に設置したが、計画の届出をしていなかった。